



月額会員利用規約

2024年4月22日現在

第1条 本規約について

「OLUCK オラック」利用規約(以下「本規約」という)は、会員(第3条で定義します)が、株式会社ヒロキャリアスタッフ (以下「当社」という)が、会員制共有施設「OLUCK」、(以下「本施設」という)において提供するサービス(「OLUCK サービス」、以下「本サービス」という)を利用するにあたり、必要な条件を定めることを目的といたします。

会員は、本規約に同意することにより、別紙 1-1 記載の会員種別に応じて本施設の利用及び各種オプションサービス(会議室・打ち合わせスペース利用等)の提供を受けることができます。

第2条 本規約の変更及び諸規則の制定又は変更

1. 当社は、会員が遵守すべき規則として、本規約の他に各種利用規則(以下「諸規則」という)を定めることができるものとします。
2. 当社は、本規約及び諸規則を、必要に応じて任意に変更することができるものとします。また、変更後の本規約及び諸規則の効力は、会員の入会時期を問わず、すべての会員に及ぶものとします。
3. 当社は、前項の諸規則の制定、又は本規約もしくは諸規則を変更した場合、当社の指定するホームページへの掲載、本施設内での書面の掲示、又は会員が登録している電子メールアドレスへの電子メール送信、その他当社が適当と認める方法で会員に通知いたします。通知後 8 日以内に会員から異議申立てがない場合は、変更内容に対し合意されたものとします。
4. 本規約と諸規則に齟齬が生じた場合、諸規則の内容が優先して適用されることとします。

第3条 会員について

1. 会員は、法人又は年齢満 18 歳以上で、かつ、当社所定の申込書に基づき本サービスの申込みをした者のうち、当社が入会審査を実施した後に承諾した者をいいます。また、当該承諾をもって当社と会員との間で、本規約に基づく本サービスの利用契約(以下「利用会員契約」という)が締結されたものとします。
2. 会員は、入会申込時に選択した別紙 1-1 記載の会員種別に応じて、本施設の利用及び各種オプションサービス(会議室・打ち合わせスペース利用等)の提供を受ける権利を有します。
3. 会員は、本契約締結後においても、当社と協議の上、当社所定の手続に従い、会員種別を変更することができるものとします。

第4条 本施設の利用について

1. 会員は、本施設を、別紙 1-1 記載の会員種別に応じて定められた時間帯に限り利用することができます。
2. 会員は、本施設に設置された設備(以下「設置設備」という)を、別紙 1-1 記載の会員種別に応じて定められた範囲に限り、本規約及び諸規則に従い使用することができます。
3. 会員は、本施設及び設置設備について所有権、賃借権を含む一切の権利を主張することはできず、設置設備の移動等を含む原状を変更する行為をしてはなりません。
4. 会員は、本施設において、会員が所有又は占有する動産等(以下「私物等」という)の管理を自己責任で行わなければならないが、会員の私物等に紛失、盗難、破損又は汚損等の損害が生じても、当社は一切その責任を負いません。
5. 会員は、本施設の利用中に、当社又は当社から本施設の管理の委託を受けた者から身分証明書の提示を求められた場合には、これに応じなければなりません。

第5条 入会金

1. 会員は、会員種別に応じて別紙 1-1 記載の入会時事務手数料(以下「入会金」という)を支払うものとします。
2. 入会金に預託金の性質はなく、理由の如何を問わず、会員に対して返金することはありません。

第6条 保証金

1. 会員のうち月額利用会員は、月額利用会員契約に基づく会員の債務の履行を担保するため、入会を希望する会員種別に応じた月額利用料 1 ヶ月分相当額を、保証金として当社に預託するものとします。なお、預託期間中、保証金に利息は付さないものとします。

2. 月額利用会員が第3条第3項に基づき、会員種別を変更し、変更後の会員種別に応じた月額利用料1ヶ月分相当額が、預託している保証金の額を上回る場合、月額利用会員は、当社に対し、その差額を直ちに支払わなければならないものとします。なお、変更後の会員種別に応じた月額利用料1ヶ月分相当額が、預託する保証金の額を下回ったとしても、当社は、次項に定める場合を除き、保証金を返還することはありません。
3. 当社は、月額利用会員契約が終了したとき(会員のうち会員種別が「プライベートルーム」である者(以下単に「ルーム会員」という)の場合、ルーム会員が利用を認められていた区画(以下「プライベートルーム」という)を原状に回復したうえで明渡しを完了したとき)から3ヶ月以内に、会員に対し、保証金から利用会員契約に基づき退去時クリーニング費用及び会員が当社に対し負担する一切の債務(未払月額利用料、損害賠償金等の支払債務を含みますが、これに限られません)を控除した残額を返還します。なお、利用会員契約の契約期間中であっても、月額利用料その他月額利用会員契約に基づく会員の債務については、当社は、会員への事前の通知を要せず、任意に保証金を弁済に充当することができ、会員は、当社から当該充当を行った旨の通知を受けた場合、当社に対し、当該充当額相当額を別途保証金として直ちに預託しなければなりません。また、保証金の返還にかかる費用は、会員負担といたします。
4. 月額会員は、保証金をもって、月額利用料その他月額利用会員契約に基づく月額会員の債務の弁済に充てることを求めることはできません。

第7条 会員証

1. 当社は、月額利用会員契約締結後、会員のうち月額利用会員に対し、月額利用会員契約にて定める枚数の会員証を発行し、本施設を同時利用できる人数は締結した契約内容に基づくこととします。ただし、オプションサービスとして設けている会議室・打合せスペースの同時利用人数においては、その限りではありません。
2. 前項に基づく締結した契約内容を超えた人数で本施設を同時利用する場合、会員証を持たない者について別紙1-1の通りとします。
3. 月額利用会員は、会員証の複製及び第三者への本会員証の貸与・譲渡等をしてはならず、万が一、会員証の貸与・盗難その他理由の如何を問わず、会員の過失により第三者が当該会員証により本施設を利用した場合には、月額利用会員は、自らの会員種別に応じた2ヶ月の利用料相当額を違約金として当社に支払わなければなりません。
4. 月額利用会員は、期間満了、解除等理由を問わず月額利用会員契約が終了した場合、直ちに会員証を当社に返却しなければなりません。
5. 会員証の紛失、盗難又は破損等が生じた場合、月額利用会員は直ちに当社に届け出なければなりません。月額利用会員は、当社に会員証再発行手数料及び事務手数料として5,000円(別途消費税等)を支払うことで、会員証の再発行を請求することができます。

第8条 契約期間

1. 月額利用会員契約の契約期間は、入会日から最短1ヶ月間とします。但し、契約期間満了日が属する月の前月20日(20日が休館日の場合、直前の営業日)迄に当社又は会員のいずれからも当社が定める方法による解約の申入れがない場合には、月額利用会員契約は、同一条件で期間満了日の翌日から起算して1ヶ月間自動更新され、以後同様とします。
2. 月額会員は、本規約に特に定めがある場合を除き、契約期間中の中途解約はできないものとします。
3. 当社が本サービスの提供を終了した場合には、当該終了日をもって月額利用会員契約は終了するものとします。この場合、当社は当該終了日の1ヶ月前迄に、会員に対し、当社が定める方法により通知をするものとします。当社は、本項に基づき当社が行った措置により会員に生じた損害につき、一切の責任を負いません。
4. 理由の如何にかかわらず、月額利用会員契約が終了する場合は、すみやかに会員証、鍵(入会時にお渡しした場合)を本施設スタッフへ直接提出の上、当社所定の手続きを完了しなければなりません。

第9条 休館日

1. 会員は、別紙1-1記載の利用時間のみ利用可能とします。
2. 前項にかかわらず、当社は、本施設の管理上必要がある場合、又は停電その他の事由により本サービスの提供が困難であると判断した場合には、本サービスの全部若しくは一部の利用停止、臨時休館日を設定その他の措置を講じることができます。かかる場合、当社は、会員に対し、速やかに利用停止の内容又は臨時休館日等当社が講じる措置の内容を告知するものとします。

3. 前項の告知の方法は、当社の指定するホームページへの掲載、本施設内での書面の掲示、又は会員が登録している電子メールアドレスへの電子メール送信、その他当社が適当と認める方法により会員に通知いたします。
4. 第2項により臨時休館日が設定されたとしても、会員は、利用料の減額その他の損害賠償等を請求することはできません。

第10条 本施設利用にあたっての遵守事項

1. 会員は、当社が定める本規約及び諸規則を遵守し、本施設及び本建物共用部分を善良なる管理者の注意をもって使用するものとします。
2. 会員は、本規約及び諸規則を遵守しなければなりません。

第11条 月額利用料

1. 会員は、本サービスの提供を受ける対価として、当社に対し、会員種別に応じて別紙 1-1 に定める利用料を支払うものとします。なお、月額利用会員が現実本施設を利用しなかったとしても、月額利用会員契約の有効期間中は、月額利用料を支払わなければなりません。また、会員が利用できる設置設備の数が減少したとしても、月額利用料は減額されません。
2. 月額利用会員は、前項の月額利用料の当月分を前月 15 日までに支払わなければなりません。なお、当社は、月額利用会員契約が月の途中で終了した場合でも、日割りによる月額利用料の減額、返還は行いません。
3. 前項にかかわらず、初月の月額利用料については、利用期間に応じて日割計算し、入会金及び保証金とともに、当社が別途指定する期日までに支払うものとします。
4. 契約期間中に月額利用料が変更された場合、会員は、当該変更が行われた月の翌月分から、変更後の月額利用料を支払わなければならないものとします。
5. 前項にかかわらず、入会日から 2 ヶ月以内に支払日が到来する月額利用料については、入会日時点における月額利用料を支払うものとします。
6. 月額利用料、入会金及び保証金の支払方法は、会員指定の銀行口座より自動引落、あるいは当社が指定するクレジットカードによる決済とします。但し、会員は当社との協議により、月額利用会員契約締結後に支払方法を変更できるものとします。
7. 前項の場合において、銀行口座からの自動引落決済の場合には振込手数料は会員の負担とし、クレジットカードによる決済の場合には、口座振替日その他の条件については、当該クレジットカードにかかるカード規約等の定めに従うものとします。

第12条 費用負担

1. 次の各号に掲げる費用に関しては、会員が自己の負担と責任において支払わなければなりません。
 - (1) 会員が、故意又は過失により、本施設内に設置された什器等(設置設備を含みますが、これに限られません)を破損、毀損した場合の修理・交換等にかかる費用
 - (2) 会員が、別紙 2 記載の本サービス一覧表記載の有料サービスを利用する場合の費用
2. 前項の費用は、会員指定の銀行口座より自動引落あるいはクレジットカードによる決済、または当社が指定する電子決済とします。

第13条 修繕費等

1. 当社は、本施設の電気、水道及び防火等に関する設備並びに情報設備等の維持保全に努め、その他管理上必要がある場合には適宜保守・修繕等を実施し、その費用を負担します。
2. 会員の故意又は過失により前項の修繕が必要になった場合には、前項にかかわらず、会員がその修繕費用を負担するものとします。
3. 第1項に基づき当社が保守・修繕を行う場合、当社は予めその旨を当社の指定するホームページへの掲載、本施設内での書面の掲示、又は会員が登録している電子メールアドレスへの電子メール送信、その他当社が適当と認める方法にて会員に通知します。
4. 当社が、第1項の保守・修繕の他、本施設及び設置設備の改修又は増築を実施する場合、当社は必要に応じて会員に対し、本施設の全部又は一部の利用を停止することができます。
5. 前項の場合、会員は当社に協力するものとし、理由の如何を問わず、当社に対して補償等を請求することはできません。

第14条 施設内打ち合わせ

1. 会員は、本施設内において、別紙1-1記載の会員種別に応じて定められた来客対応、商談、打ち合わせを実施できるものとします。
2. 本施設のうち、当社が指定するスペースにおいて、当社の承諾を得た会員が、自社商品等を説明するための打ち合わせ(以下「施設内打ち合わせ」という)を実施する場合、当社は施設内打ち合わせの準備又は実施のため、会員による本施設の全部又は一部の利用を一時的に制限することができ、会員はこれを異議なく承諾するものとします。
3. 当社は、会員に対し、当社が定める方法により、施設内打ち合わせの開催スケジュールを予め告知するものとします。
4. 会員は、自ら施設内打ち合わせの実施を希望する場合、当該施設内打ち合わせの内容を当社と事前に協議し、当社が承諾した場合に限り、当該施設内打ち合わせを実施できるものとします。この場合、会員は当社に対し当社が別途定める打ち合わせ実施時のスペース貸切料金を支払わなければならないものとします。
5. 当社は、前各項に定めるほか、施設内打ち合わせの実施において必要と判断する措置を講じることができ、会員はこれに異議なく従うものとします。

第15条 禁止事項

当社は、当社の承諾なしに会員が、以下の各号の行為又はこれに類似する行為をすることを禁止し、会員が仮に当該禁止行為を行った場合には、本施設の利用中止、会員資格の剥奪その他の処置をとることができます。

- (1)本施設の立入禁止箇所に進入すること
- (2)本施設の入退室に係るセキュリティカード及び鍵を複製、または第三者に提供すること。なお、ドアや窓に、いかなる種類の鍵・セキュリティシステムを増設してはならず、既存の鍵・セキュリティシステムに変更を加えることもできません。
- (3)本施設を利用する他の会員及びその他の第三者に迷惑を及ぼす音、振動又は臭気等を発する行為
- (4)本施設を利用する他の会員及びその他の第三者に対する宗教、政治、ネットワークビジネス等への勧誘行為
- (5)本施設のあらゆる通信回線や装置において、本施設に設置する各種機器または他の会員の機器の機能を妨害する、または妨害する機器の設置行為
- (6)共有スペースに設置された机、椅子等に私物等を置くことで、長時間占有(場所取り等)すること。なお、長時間放置された私物等に関し、これが他の会員の迷惑になると当社が判断した場合、または忘れ物として判断した場合、当社は当該私物等を他の場所に移動させ、発見日から1週間保管するものとします。所有者不明のまま保管期間を超えた場合は、当社の判断により貴重品に限り所轄警察署に届け、その他は処分させていただきます。
- (7)本施設内の指定場所以外で食事又は喫煙をすること
- (8)泥酔された状態で本施設を利用すること。
- (9)本建物及び本施設内において寝位による仮眠をとること
- (10)本建物及び本施設内に動物を持ち込み又は飼育する行為。但し、当社の許可を得た盲導犬、聴導犬又は介助犬等は除きます。
- (11)本建物及び本施設の通路や階段、廊下、外壁等に無断で看板、ポスター等の広告物を貼ること
- (12)本施設内にて無断で物販等の営業活動、宗教活動又は政治活動を行うこと
- (13)本建物及び本施設内で火気等を使用すること又は火気等を持ち込むこと
- (14)本建物及び本施設内に当社の許可なく自転車、自動二輪、車等を持ち込むこと。なお、本建物及び本施設内には会員及び会員の来客が利用できる駐車スペースは設けられていません。
- (15)他の会員に嫌悪感を与える服装で本施設を利用すること
- (16)本施設内において、商品の販売、物品の修理その他金員の授受を伴う取引又は不特定多数の者を対象とした取引を行うこと
- (17)本施設内において、法令等に違反する行為を行うこと
- (18)公序良俗に反する行為、その他当社が不適切と判断する行為を行うこと

第16条 変更事項の届出義務

1. 会員は次の各号に該当する事項に変更が生じた場合は、変更の日から10日以内に書面により当社に届け出、かつ当社が求める書類を提出しなければなりません。

(1)会員が月額利用会員契約時に提出した身分証明書又は商業登記記載事項の内容

(2)会員の氏名又は商号、現住所、電話番号、メールアドレス

2. 会員が前項の届出又は提出を怠ったことにより、当社の送付した書類等が延着し又は到達しなかった場合、その他会員に何らかの損害が生じた場合でも、当社は会員に対して一切の責任を負いません。

第 17 条 月額利用申込み後のキャンセル料

利用申し込みを行った後、利用申し込みをキャンセルする場合は、別に定めるキャンセルポリシーに則り対応します。

第 18 条 遅延損害金

会員が本規約、諸規則又は付随契約に基づく金銭債務の履行を所定の期日までに履行しない場合は、遅延金額に対する当該期日の翌日から履行日まで年 14. 6%(1 年を 365 日とした日割計算)の割合による遅延損害金を、遅延金額に加算して当社に支払わなければなりません。

第 19 条 損害賠償

会員が故意又は過失により、本建物、本施設、当社又は他の第三者に損害(破損、故障、焼損、弁護士費用等)を与えた場合には、会員は速やかに当社にその旨を通知し、かつその請求に従い、直ちに損害を賠償しなければなりません。また当社以外の第三者に損害が発生した場合には、会員は誠実に対処し、自ら責任を持って解決しなければならず、当社は一切の責任を負いません。

第 20 条 免責事項

当社は、次の各号の事由により会員が被った損害について、一切の責任を負いません。

(1)地震、水害、火災、停電、暴徒又は盗難等によって生じた損害

(2)当社の責に帰すことのできない事由によって生じた IT インフラ等通信設備機器その他諸設備機器の損壊、故障又はシステム上のトラブルによる損害

(3)他の会員その他の第三者によって被った損害

(4)第 13 条に基づく本施設及び設置設備等の保守点検・修繕等に伴い生じた損害

(5)郵便物受取対応オプション契約に基づき当社が代理受領した荷物に関連し当社の故意・過失なく生じた損害

(6)その他当社の故意・過失なく本サービスの運営上発生した損害

第 21 条 不可抗力による契約の終了

天変地異その他当社及び会員いずれの責めにも帰すことのできない事由により、本施設の全部又は一部が滅失・損壊などにより本サービスの提供が不可能、又は著しく困難となった場合には、月額利用会員契約及び付随契約は当然に終了します。この場合、当社及び会員はこれにより被った損害を、互いに相手方に対し請求できないものとします。

第 22 条 契約の解除

会員が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、会員に対し催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに月額利用会員契約を解除することができます。

(1)月額利用会員契約の締結の際、虚偽の記載をする等の不正を行ったとき

(2)第 16 条の変更事項の届出義務に違反したとき

(3)本規約又は諸規則に定める利用料その他の費用を約定どおり支払わなかったとき

(4)第 15 条各号の禁止事項に違反したとき

(5)本規約、諸規則、館内規則に対する違反行為があったとき

(6)会員に信用を失墜する事実があったとき

(7)第三者から会員の財産に対する差押え、保全処分申請、競売の申立て、破産、民事再生、会社更生の申立てを受けたとき、又は自ら破

産、民事再生、会社更生の申立てを行ったとき

(8)クレジットカード決済の不承認、税金滞納処分その他これらに類する信用悪化状態が生じたとき

(9)廃業又は解散したとき

(10)会員が、後見開始審判、保佐開始審判、補助開始審判、任意後見監督人の選任(任意後見人の代理権の効力発生)がなされたとき

(11)会員(法人である場合は、役員を含みます。以下本条において同様とします)が刑罰に処せられたとき

(12)会員が逮捕、勾留又は起訴されたとき

(13)当社の名誉、信用を損なう行為があったとき

(14)当社、他の会員又は本施設利用者に対する業務妨害行為があったとき

(15)会員が、死亡又は失踪したとき

(16)その他前各号に類似する行為等が行われた、又は行われるおそれがあると当社が判断するとき

2. 前項によりサービス利用契約が解除された場合、会員は、当社が被った一切の損害を賠償する責任を負います。

第23条 ルーム会員の特則

1. ルーム会員は、契約期間の満了、解約、解除その他の事由により月額利用会員契約が終了する場合又は会員種別を変更する場合、ルーム会員は、月額利用会員契約終了日又は会員種別変更日(以下「個室利用終了日」という)までに、プライベートルームについて、原状回復を行った後に、当社に明け渡すものとするものとします。

2. 前項の場合において、当該プライベートルーム内にルーム会員が設置した造作その他の設備及び個室会員所有の什器備品類は、会員が自らの費用で取去するものとし、当社に対し買取りを求めることはできないものとします。

3. 前二項に定める原状回復等については、ルーム会員は、当社の指定する業者に発注しなければなりません。

4. 個室利用終了日までにルーム会員がプライベートルームを明け渡さないときは、当社が自ら原状回復の措置をとることができ、ルーム会員は、当社の請求に従い、原状回復に要した費用を支払うものとします。なお、プライベートルーム内にルーム会員が残置した物件があるときは、当社は、ルーム会員が当該物件に対する所有権を放棄したものとみなします。

5. ルーム会員が、個室利用終了日までにプライベートルームを明け渡さないときは、ルーム会員は、個室利用終了日の翌日から明渡し済みに至るまで、月額利用料の合計額の倍額に相当する使用損害金を当社に支払い、かつ明渡し遅延により当社がこれを超える損害を被ったときは、その損害を賠償しなければなりません。

第24条 会員の資格及び入館ドレスコード(服装規定)

当施設は、入会資格と入館時のドレスコード(服装規定)に規定を設けます。当施設会員は、オフィスワーカーおよび企業の代表としてふさわしい服装、周囲の人に違和感や不快感を与えない品位ある服装を着用してください。

会員は、ご同伴・お打ち合わせ時のビジターについても、会員が責任をもってこのドレスコードを示し、遵守するよう配慮をお願いします。くれぐれもご留意の上、入館時は、紳士・淑女にふさわしい服装・態度を心掛けて下さい。

1. 上着のドレスコード

入館時はジャケット・ブレザーなど襟と袖のあるシャツの着用を推奨いたします。ランニングシャツ、タンクトップ、キャミソールトップ、汚れたTシャツ、迷彩柄など派手なものでの入館はお断りいたします。

2. パンツのドレスコード

スラックスなど、オフィスワーカーとしてふさわしい服装でご入館ください。ジーンズパンツ、カーゴパンツ、ジョギングパンツ、ベルトなしのジョガーパンツ、極端に丈の短いスカートやホットパンツ等も不可とします。ウェアは上下ともに迷彩柄のデザインや色が派手でないものを着用してください。

3. 靴のドレスコード

革靴履きを推奨いたします。ビーチサンダル、スリッパ、長靴等、汚れた履物での入館はお断りいたします。

4. ヘアスタイル

オフィスワーカー、学生、文化人にふさわしいヘアスタイルでご入館ください。周りの方々に不快感を与える髪型での入館は禁止いたします。

5. タオル類を首や肩にかけたり、腰にさげたりしないでください。
6. ファン付ウェア、ウインドブレーカー、キルティングや音のする装飾を含む服装はオフィス利用の妨げとなります。脱衣ください。

第25条 反社会的勢力の排除

1. 会員は、当社に対し、次の各号の事項を表明し保証するものとします。
 - (1)自ら、自らの役員・使用人・従業員等、親会社、子会社又は関連会社(以下、総称して「対象者」といいます)が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員及び過去に民事・行政問題等に関し違法な行為・不当な要求を行った履歴のある者等(以下、総称して「反社会的勢力」といいます。)のいずれにも該当しないこと
 - (2)反社会的勢力に自己の名義を利用させ、利用会員契約を締結するものでないこと
2. 前項のほか、会員は、対象者が直接・間接を問わず次の各号に定める行為を行わないこと、及び今後も行う予定がないことを表明し保証します。
 - (1)本施設を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供する行為
 - (2)自ら又は第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞又は法的な責任を超えた不当な要求等の行為
 - (3)当社に対する業務妨害にあたる行為
 - (4)反社会的勢力から名目の如何を問わず、資本・資金の導入及び関係を構築する行為
 - (5)反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供をする行為
 - (6)反社会的勢力が会員の事業に関与する行為
3. 当社は、会員が前二項に違反していると疑義が生じた場合は、会員の法人情報並びに個人情報をしかるべき機関に開示し調査することができます。
4. 当社は、会員が前二項に違反していると判断したときは、何らの催告その他何らの手続きを要することなく、当社と会員間の全ての契約を解除することができ、会員はこれに対し何ら異議を申し立てないものとします。
5. 当社は、前項に基づく月額利用会員契約その他の契約の解除により会員が損害を被ったとしても、一切の責任を負いません。
6. 第3項により月額利用会員契約が解除された場合、会員は当社が被った損害を賠償する責任を負います。

第26条 前条に該当しない者(団体)との契約の解除

当社は、会員が一定の行為に及んだ場合及び下記の行為に及ぶと予想されると判断した場合、契約を解除することができます。

1. 暴力的要求行為があった場合
2. 社会通念上、あるいは法的な責任を超えた不当な要求があった場合
3. 会員(来訪者)、当施設スタッフに対する暴言及び脅迫、強要等のほか、著しい迷惑を及ぼす言動があった場合
4. 粗野な振る舞い等、他の会員(来訪者)に不快な思いをさせる行為、当社の業務遂行に支障をきたす行為等があった場合
5. 契約審査時に前号に該当するおそれがあると判断した場合

第27条 守秘義務

1. 当社及び会員は、月額利用会員契約及び付随契約締結の経緯、契約条件その他の契約内容、及び他の会員の個人情報(個人情報保護法第2条第1項に定める「個人情報」をいう。以下同様とします)について、第三者に対し、互いに公にしてはならないものとします。但し、次の各号に該当する場合は除きます。
 - (1)法令規則等により、政府機関、証券取引所その他公的機関に対して情報を開示することが要求される場合
 - (2)本サービスの管理・運営上必要な限りにおいて情報を開示しなければならない場合
2. 当社は、会員から開示を受けた個人情報を厳重に管理するものとします。
3. 会員は、他の会員から開示されたビジネス上の秘密情報の守秘に努め、仮に会員間でトラブルが発生した場合でも当社は何らの責任を負わず、当該会員間で解決するものとします。
4. 本条の定めは、月額利用会員契約終了後1年間有効にするものとします。

第 28 条 分離可能性

本規約のいずれかの条項またはその一部が、法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定および一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとし、無効または執行不能と判断された部分についても、その趣旨に最も近い有効または執行可能な条項となるよう合理的に解釈を加えて適用します。

第 29 条 準拠法及び合意管轄裁判所

本規約、諸規則及び付随契約は日本法に準拠し、月額利用会員契約又は付随契約に関連して会員と当社との間で紛争が生じたときは、盛岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 30 条 協議事項

本規約に定めのない事項については、民法、その他の関係法規に従い、当社及び会員は互いに誠意を持って協議するものとします。

2021 年 2 月 1 日制定

2022 年 12 月 20 日改定

2024 年 4 月 1 日改定

2024 年 4 月 22 日改定